

第44回家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和6年9月17日（火）午前10時から午前11時30分まで

第2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（5階）

第3 テーマ

少年事件における教育的措置について

第4 出席者

1 委員

秋本光陽、浦野真美子、大向幸男、武内弘樹、千葉恵、照井智貴、三浦貴子、山崎克人、山下泰幸、山中俊介（五十音順、敬称略）

2 裁判所

田邊事務局長、貝原首席家裁調査官、蒔苗家裁首席書記官、西舘次席家裁調査官、大川事務局次長、佐藤総務課長、紺野総務課課長補佐、小笠原総務課庶務係長

第5 議事等

1 開会

- 2 前回の委員会テーマ（「わかりやすい裁判所施設のために」）に関する取組の報告
意見交換された中から、予算措置が不要なものや職員で取り掛かれるものを中心に先行して実施を企画し、主に1階の案内表示の整備や3階の待合室までの案内表示の整理などを行った実施状況を報告した。

3 テーマに関する説明内容及び意見交換の要旨は別紙のとおり

4 次回期日等

(1) 次回期日

令和7年2月18日（火）午前10時

(2) テーマ

未定

(別紙)

テーマに関する説明内容及び意見交換の要旨

1 説明

少年事件における教育的措置について、盛岡家庭裁判所で行っている取組を係から説明した。

2 意見交換 (◎委員長、○委員、●裁判所職員)

- 教育的措置で使用しているワークシートを拝見したが、自分の心を見直すことのできる、とても良いワークシートだと思った。ただ、思わしくない回答があった場合はどのような対応をしているのか。
- ワークシートでも調査面接でも、なぜそう考えたかという所を掘り下げて話していくようにしている。また、調査面接の回数を増やしたり、保護者と話題を共有して振り返りをしたり、裁判官による審判の際に指導してもらったりしている。
- ワークシートの回答をどのように吟味又は考慮して、教育的措置の効果があったと、最終的な判断に繋げているのか。
- ワークシートの回答に触れるほか、調査面接も長時間行っているのも、全体として、なぜ今回の事件を起こしてしまったのかという自分なりの気づきや、どう振り返ったのかということを総合的に検討し、最終的な判断に繋げている。
- 少年には学校を辞めたり、就職もしていない方もおり、学びの継続や就労の方法を教える場を考えることも必要だと思う。保護者も含めて何か指導できるような場を設けることはできないか。「少年友の会」では、就労支援として、スーツの貸出しや、面接指導等も行っている。
- ◎ 「少年友の会」について、詳しく説明していただきたい。
- 「少年友の会」は一般の方が活動している団体で、親が病気で審判に出席できないような場合に親代わりとして付き添ったり、教員だった会員の方が学習支援をしたり、補導委託先の少年に会いに行き、不安がないかどうかを聞いたり、頑張りを褒めたりする活動を通じて、家庭裁判所の行う教育指導に協力している。

- 少年本人の個別型教育的措置と併せて、保護者向けに行っているものはあるのか。
また、審判不開始や不処分になった少年のフォローやその後に繋ぐ場所があるのか。
- 保護者向けに特化したものはないと思う。ただ、少年と同じものを保護者にも示して、中身についても共有して考えを深めてもらっている。
審判不開始、不処分後のフォローに関しては、裁判所は事件が終局すると直接的に何かすることはないが、学校や参加している地域の活動があればそちらに繋いでもらうように話をしているのが現状である。
- 昨年度は試験観察、身柄付き補導委託は何件あったのか。また、私自身は付添人として関わるケースがあるが、補導委託先の協力を得て就職先を探してもらった事案もある。補導委託を通じて、信頼できる大人と心を通じあわせた形で終局の判断に持っていけるとするのは、少年にとって非常に良い効果をもたらしているという印象があるし、職場の確保は重要な課題だと感じる。
- 新型コロナの感染拡大によって、社会奉仕活動の実施を控えていたため、最近の実施されていないのが実情である。感染拡大前は社会奉仕活動の件数として年1～2件程度実施していたようである。
- 身柄付き補導委託や短期補導委託をしたいのだが、受け皿がなくてできないようなことはないのか。
- 新型コロナの感染拡大で、特に特別養護老人ホーム等の社会奉仕活動に関しては、感染の防止という観点から受入れがされなかったが、徐々に調整している所である。社会奉仕活動ではない身柄付き補導委託については、昨年度件数は少ないが行った実績がある。
- 社会奉仕活動で世の中と接点を持つことが重要なのであれば、必ずしも介護施設に限る必要はないのではないかと思う。
- 万引き被害を考えるワークシートやインターネットの使い方の教材などよく作りこまれていると感じた。被害を未然に防ぐための講座のようなものを裁判所で開いているのか。

- 裁判所での講座等に行っていない。少年事件を受理してからの対応になる。
- 非行や犯罪からの離脱には、安定した雇用と持続的な人間関係が特に重要であり、夫婦やパートナーの存在が怒りのコントロールにも関係するということを知識レベルで教えることが、アンガーマネジメントのワークシートを作成するポイントになるのではないか。

さらに、怒りのコントロールだけでなく、自分の人生をコントロールする感覚を持てるように教育的措置を設計していく必要があるのではないか。

また、言葉で自分自身のことを説明させる、言葉を回復させるような方法も教育的措置を受ける少年には重要な意味を持つと思う。